広報ましき 復興ニュース No.48（平成 30 年 1 月 15 日発行）
発行／益城町企画財政課復興企画係

１／１５から災害公営住宅の仮申込受付を開始しました

益城町災害公営住宅の入居者を募集するため、仮申し込みを受け付けます。仮申し込みの結果に基づき、地区ごとの整備戸数などを見直します。また、本申し込みは、原則、仮申し込みを行った世帯に限りますので、災害公営住宅へ入居を希望される世帯は、必ず期限までに申し込みをお願いします。

なお、**災害公営住宅入居希望を理由に仮設住宅の延長届出をされた世帯でも、災害公営住宅の仮申し込みが必要となります。**

①仮申込受付期間

平成３０年１月１５日(月)～２月２８日(水)(土日祝日除く)　受付時間：午前９時～正午、午後１時～５時

※休日受付：１月２１日(日)、２月１８日(日)　受付時間：午前９時～正午、午後１時～3 時(全地区対象)

②仮申込受付場所

原則、益城町役場仮設庁舎２階復興整備課の窓口で仮申込受付を行います。県外等遠方に避難している等の理由で、受付場所に来られない方は、郵送での申し込みもできます（簡易書留に限る）。ただし、書類に不備がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

③入居要件

入居者は、次のすべての要件を満たす必要があります。

1．平成２８年熊本地震により益城町で居住していた住宅が被災し、その住宅のり災判定が「全壊」の世帯。または、り災判定が「大規模半壊又は半壊」であり、その住宅を解体していること。
2．居住できる家を所有していないこと。
3．仮設住宅や避難先等に居住しており、現に住宅に困窮していること。
4．被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請していない・受給していないこと。
5．申込世帯に暴力団員がいないこと。
6．町税等の滞納がないこと。

④仮申し込みに必要なもの

１）災害公営住宅入居仮申込書**※広報ましき１２月号及び町ホームページに掲載**
２）印鑑　　３）り災証明書の写し
４）大規模半壊又は半壊の世帯は、解体証明書（町環境衛生課から発行）の写し又は滅失登記簿謄本の写し
５）平成２９年１月１日に益城町に住民票がない方は、平成２８年の源泉徴収票、年金額改定確定通知書、申告書の写しなど入居予定者全員の所得がわかる書類。

⑤今後の予定

平成３０年１～２月:仮申し込み　　６月：本申し込み　　８月：入居決定
平成３１年１月～　：入居開始（飯野・福田・津森地区）
平成３２年３月～　：入居開始（広安・広安西・木山地区）

⑥仮申込についての注意点

・仮申込は基本的にり災証明書の交付世帯単位で１戸の申込となります。ただし、世帯を合併しての申込は可能です。
・入居後に他の公営住宅に住み替えることはできません。
・被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃貸）の申請はできません。
・町税等の滞納がある方は個別にご相談ください。

【裏面に続きます】

災害公営住宅の仮申込受付を開始しました【表面より】

⑦仮申込受付日程

日付			地区名
1月	１５日	月	飯野･福田･津森
	１６日	火	飯野･福田･津森
	１７日	水	飯野･福田･津森
	１８日	木	飯野･福田･津森
	１９日	金	飯野･福田･津森
	２２日	月	木山
	２３日	火	木山
	２４日	水	木山
	２５日	木	木山
	２６日	金	木山
	２９日	月	木山
	３０日	火	木山
	３１日	水	木山

日付			地区名
2月	１日	木	広安(安永･馬水･惣領)
	２日	金	広安(安永･馬水･惣領)
	５日	月	広安(安永･馬水･惣領)
	６日	火	広安(安永･馬水･惣領)
	７日	水	広安(安永･馬水･惣領)
	８日	木	広安(安永･馬水･惣領)
	９日	金	広安(安永･馬水･惣領)
	１３日	火	広安西(福富･古閑･広崎)
	１４日	水	広安西(福富･古閑･広崎)
	１５日	木	広安西(福富･古閑･広崎)
	１６日	金	広安西(福富･古閑･広崎)
	１９日	月	全地区（予備日）
	２０日	火	全地区（予備日）
	２１日	水	全地区（予備日）
	２２日	木	全地区（予備日）
	２３日	金	全地区（予備日）
	２６日	月	全地区（予備日）
	２７日	火	全地区（予備日）
	２８日	水	全地区（予備日）

【休日窓口開設について】

1月21日（日）、2月18日（日）は、窓口を開設します。（全地区対象）

開設時間：午前９時～正午、午後１時～3時

お問い合わせは **益城町復興整備課災害公営住宅係（096-289-2930）** までお願いします

「住まいの確保相談窓口」をぜひご利用ください

熊本地震で被災された方が、１日でも早く住まいの再建の目途をつけられるよう支援を行っていくために、「住まいの確保相談窓口」を開設しています。積極的にご利用ください。

住まいの確保相談窓口

- 相談いただける曜日･時間
  - 毎週木曜日（祝日、年末年始を除く）の午前９時～正午、午後１時～午後３時
    （上記以外の時間帯での相談を希望される方は、必ず事前にご連絡ください）
- 相談場所
  - 益城町役場仮設庁舎１階　相談室
- 窓口での支援内容
  - 不動産会社のご案内、入居に関するお手伝い、行政部署や関係機関への連携のご支援（相談内容による）、各種支援制度等のご案内　など
- その他
  - 相談時間は１回につき３０分程度とさせていただきます。
  - 事前予約は不要です。また、相談費用は無料です。

お問合せは**益城町生活再建支援課**までお願いします。

（相談窓口直通）096-234-6113　（住まい再建支援係）096-289-1400